

OVER the Corona における学校運営について

福生市教育委員会
教育部教育指導課

1 基本的な考え方 「学びを止めない」

- (1) 原則、臨時休業をしない。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、通常の教育活動の実施が困難となる可能性がある。その際は、児童・生徒の学習機会と心身の健康等の維持を確保することを第一とする。
- (2) 全児童・生徒が一人1台端末 i P a d (L T E 端末) をもち、家庭にしながら学習をする環境が整備されているため、万一、臨時休業の状況となっても、児童・生徒の学びを止めることはない。
- ◎ 以下の3点の取組で、上記(1)及び(2)の基本的な考え方の具現化を図る。

2 学校を支援する3つの取組

取組1 感染者及び濃厚接触者の状況等に応じたフェーズの設定

感染の拡大状況等に応じて

- 授業の体制
- 給食の実施
- 児童・生徒の登校

等を判断するためのおおよその基準^{※1}を設定した。運用は、各学校の様々な状況を勘案し、市教育委員会と相談のうえ、校長が判断をする。

※1 令和3年8月25日付福生市教育部教育指導課「緊急事態宣言下等における学校運営について」

取組2 「福生市立学校 宿泊行事実施のためのガイドライン」の策定

文部科学省の宿泊行事等に対する基本的な考え方^{※2}を踏まえ、各学校が、可能な限りの感染防止策を講じて宿泊行事を実施できるよう、ガイドラインを作成した。

- 具体的な感染防止策
- 感染が疑われるときの対応 等

※2 令和3年8月5日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

取組3 「不登校傾向のある児童・生徒への支援と指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン」の策定

文部科学省の不登校児童・生徒への支援についての考え方^{※3}を踏まえ、教職員の不登校児童・生徒への正しい理解と適切な支援に向けガイドラインを作成した。新型コロナウイルス感染症の影響で登校できない児童・生徒へも準用する。

- 欠席児童・生徒の安全確認
- 学習確認の様式 等

※3 令和元年10月25日付元文科初第698号 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」